

令和3年度 就学援助制度のお知らせ

射水市教育委員会

射水市では、経済的に困りの保護者の方に、お子様の学校給食費等について援助を行っています。援助を希望される方は、下記のとおり手続きをお願いします。また、昨年度、援助を受けていた方も、改めて申請が必要です。

1 援助の対象となる方

- (1) 生活保護を受けていた方（令和2年4月以降に生活保護の廃止または停止になった方）
- (2) 児童扶養手当法に基づく児童扶養手当の受給世帯
- (3) 世帯全員の令和2年分の合計所得が基準未満の方
- (4) 新型コロナウイルス感染症流行拡大の影響により家計が急変された方（別紙参照）

など

【世帯合計所得の基準の目安】

世帯員数	家族構成例（年齢）	世帯の所得基準
4人	父（40歳）、母（38歳）、子（14歳）、子（10歳）	約250万円以下
5人	父（40歳）、母（38歳）、子（13歳）、子（11歳）、子（8歳）	約295万円以下

※ 上記の表は目安です。世帯の人数、年齢等により異なります。

※ 所得とは、源泉徴収票の「給与所得控除後」欄の金額、もしくは確定申告書の「所得金額合計」欄の金額です。前年の世帯全員の所得を合算して認定します。

2 援助を受けられる費目

援助対象費目	対象者	援助内容
(1) 学校給食費	全小学生 全中学生	実費支給
(2) 第一学年児童生徒教材・学用品費	小学1年生 中学1年生	第一学年の教材・学用品費
(3) 修学旅行費	小学6年生 中学3年生	修学旅行の交通費、宿泊費、及び見学科等の補助
(4) 学用品費	全小学生 全中学生	教材購入経費の補助
(5) 中学校体育実技用具費	中学1年生	武道の授業に必要な体育実技用具費の補助
(6) 入学準備金	小学校入学予定者	小学校入学に必要な教材・学用品費
	小学6年生	中学校入学に必要な教材・学用品費
(7) 校外学習費（宿泊なし）	小学1～3年生 中学2年生	校外学習に係る交通費、宿泊費等の補助
(7) 校外学習費（宿泊あり）	小学4・5年生 中学1年生	校外学習に係る交通費、宿泊費等の補助
(8) オンライン学習通信費	全小学生 全中学生	臨時休業時のオンライン授業に必要な通信費

※ (6) は、入学に必要な物品を揃えていただくため (2) を入学前に支給するものです。よって (6) の支給を受けた方は、新年度に就学援助の認定を受けても (2) を受給することはできません。

※ 市予算の範囲内で金額を定めて支給します。

3 申請手続きについて



(1) 申請書の提出について

お子さんが通っている学校で申請書を受け取り、必要事項を記入し学校へ提出してください。

- ※ 小中学生がともにいる場合には、小学校及び中学校へそれぞれ1枚ずつ提出してください。
- ※ 昨年度、就学援助費を受給していた場合も、再度申込が必要です。

(2) 申請期間

5月21日(金)までに学校受付が完了した方は、遡って4月1日付けで認定いたします。

期限後に申請された場合は、申請月の翌月1日付けの認定となります。
また、認定日以降の経費が援助対象となりますのでご注意ください。

(3) 申請に必要な書類等

ア 就学援助費受給申請書 ※ 学校で受け取ってください。

イ 就学援助費の振込みを希望する金融機関の通帳(写)

※ 学校集金に未納がある場合、学校長の判断で振込先を学校口座にする場合があります。

ウ 最新の児童扶養手当証書のコピー(児童扶養手当を受けている方)

※ 証書の中面もコピーしてください。

エ 所得に関する証明書(本年1月2日以降に射水市へ転入された方のみ提出してください。ただし、申請時点で射水市において児童扶養手当を受給されている方は提出不要です。)

※ 世帯全員の「令和3年度市県民税所得課税証明書(令和2年分)」を提出してください。

※ 市町村によって異なりますが、「令和3年度市県民税所得課税証明書(令和2年分)」は6月中旬頃に発行可能となります。詳しくは転入前の市町村にお問い合わせください。

※ 申請時に「市県民税所得課税証明書」を提出できない場合、申請書のみで申請してください。

この場合「審査保留」となりますので、世帯全員分の「市県民税所得課税証明書」が揃い次第学校へ提出してください。

(4) その他

税(所得税または住民税)の申告が済んでいない方は、所得の有無に関係なく、必ず申告を済ませてから申請してください。所得による判定ができません。

4 認定結果について

申請された書類をもとに審査を行い、学校を通じて7月下旬頃に援助の可否についてお知らせします。(援助費の金額、振込日等についても学校を通じてお知らせします。)

※ 年度途中でも、必要に応じ、認定又は認定取消を行います。

5 援助費の振り込みについて

援助の認定を受けられた方には、年3回に分けて援助費を指定された口座へ振り込みます。

- ・ 第1回支給・・・8月末(4月から7月分)
- ・ 第2回支給・・・1月末(8月から12月分)
- ・ 第3回支給・・・4月末(1月から3月分)

※ 学校集金等に未納がある場合、学校長の判断で振込先を学校口座に変更する場合があります。

家計が急変されたご家庭の保護者の方へ

令和2年度 就学援助制度のお知らせ（追加配布）
〔新型コロナウイルス感染症の影響等への対応〕

射水市教育委員会

射水市では、経済的に困りの保護者の方に、お子様の学校給食費等について援助を行っています。

小中学校を通じて、既にご案内や申請書等は配布しているところですが、新型コロナウイルス感染症の影響等を考慮し、以下の点について別途対応いたしますのでご案内いたします。

1 解雇（前年度中解雇を含む）により前年よりも大幅に所得が減少している場合

(1) 必要な書類

- ・解雇通知又は雇用保険被保険者離職票の写し
- ・雇用保険受給資格者証の写し（ある方のみ）
- ・1月から直近までの給料明細又は源泉徴収票の写し
- ・ハローワークカードの写し（無職の場合）

(2) 所得を算出するための考え方

- ・上記提出書類により、本年の所得（見込み）を算出します。

（現在無職の場合は、以後本年中の所得を0とし、有職の場合は、再就職後の給料明細又は源泉徴収票を含め本年の所得（見込み）を算出します。）

(3) 注意点

- ・昨年の世帯全員の合計所得のうち、解雇された方の所得を本年の所得（見込み）と入れ替えます。
- ・自己都合の場合は、他の場合と同じように、前年度の所得で判定します。

本来は、確定した昨年の所得を基に就学援助の認否を判定しますが、家計の急変等を考慮し、本年中の所得（見込み）で判定します。所得基準の目安は、既に配布している「令和2年度 就学援助制度のお知らせ」を参考にしてください。

2 倒産

自営業者倒産の場合は、廃業届及びハローワークカードの写しの提出をもって認定とします。再就職されている場合は、「解雇」に準じます。

3 上記以外での家計の急変（新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る休業など）

(1) 対象者

- ・個人事業者で売り上げが急激に減少した方…A
- ・給与所得者で給与が急激に減少した方………B など

(2) 必要な書類

A…令和2年分の売上台帳等、直近の確定申告書類の控（確定申告書第一表、所得税青色申告決算書等）

B…1月から直近までの給料明細及び源泉徴収票の写し、確定申告をされている方は確定申告書類の控

(3) 所得を算出するための考え方

- ・上記の提出書類により、令和2年中の所得を見込みます。

お心当たりの方は、射水市教育委員会学校教育課までお問い合わせください。

なお、通常より認定に時間がかかる場合もあります。ご理解いただきますようお願いいたします。

学校教育課学校教育係
TEL：51-6635